

## 健康保険の傷病手当金の支給期間が通算化されます

令和4年1月1日より、傷病手当金の一部が変更となりました。

そもそも傷病手当金とは...

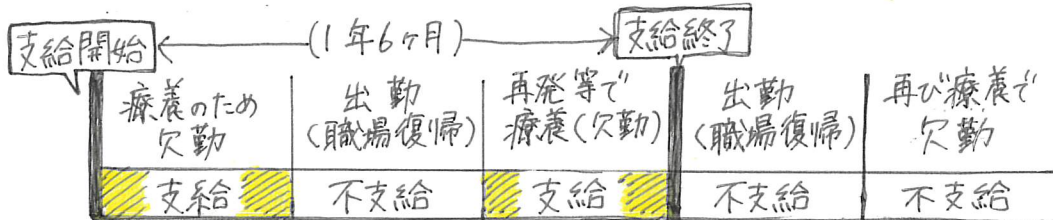
病気やケガのために会社を休み、事業主から十分な報酬を受けられない場合に、健康保険の被保険者へ支給される制度です。

- (要件) ① 業務外の理由による病気やケガで働くことができないこと。  
 ② 連続する3日間を含み、4日以上働くことができないこと。  
 ③ 給与の支払いがないこと。

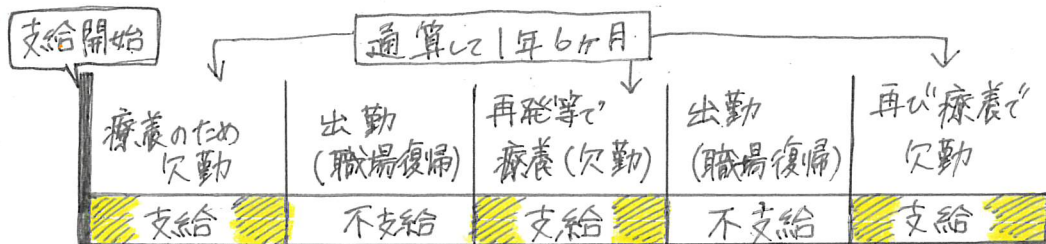
※給与が支払われても傷病手当金の日額より少ない場合は差額が支払われます。

### 改正のポイント

- これまで... 支給が開始された日から起算して最長1年6ヶ月まで支給。



- 改正後... 支給が開始された日から通算して最長1年6ヶ月まで支給。  
 ※令和2年7月2日以降に支給が開始された傷病手当金が対象。



病気やケガの再発で、療養と仕事を両立されている方々にとって重要な変更点となります。従業員の方々へも共有いただければと思います。

メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡ください。